

海岸の占用許可申請書

年 月 日 ※1

海岸管理者 石川県知事 様

(責任者) 住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり海岸の占用許可を受けたいので、海岸法第7条第1項（第37条の4）の規程により、関係書類を添えて申請します。  
なお、占用に際しては「海岸の占用許可における注意事項」を遵守します。

|               |      |                                       |
|---------------|------|---------------------------------------|
| 占 用 の 目 的     |      |                                       |
| 占 用 の 場 所     |      |                                       |
| 占 用 の 期 間     |      | 年 月 日 から<br>年 月 日 まで                  |
| 占 用 の 面 積     |      |                                       |
| 施設又は工作物の構造    |      |                                       |
| 施設又は工作物の設置方法  |      |                                       |
| 工 事 の 実 施 期 間 |      | 年 月 日 着手<br>年 月 日 完成                  |
| そ の 他 参 考 事 項 |      |                                       |
| 連 絡 先<br>※2   | 住所   |                                       |
|               | 氏名   |                                       |
|               | 電話番号 |                                       |
| 添 付 書 類       |      | 位置図、平面図、横断面図、構造図、現況写真、工程表等その他内容が分かる資料 |

※1この届出は海岸を占用する日の土日・祝日を除く原則10日前までに提出してください。  
なお、本期限は適正に申請いただいた場合の目安となりますので、余裕をもってご提出ください。

※2責任者と連絡先が同一の場合は、同上とご記載ください。

## 「海岸占用許可申請書」の記入方法について

海岸占用のため、「海岸占用許可申請書」を提出される場合の記入方法です。  
記入後は、各土木（総合）事務所維持管理課へご提出ください。

|              |                                                       |                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 占 用 の 目 的    | 使用目的を具体的にご記入ください。<br>＜例：〇〇の工事のため＞                     |                                                                 |
| 占 用 の 場 所    | 占用する場所の住所をご記入のうえ、位置図を添付してください。<br>＜例：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先＞ |                                                                 |
| 占 用 の 期 間    | 占用する期間をご記入ください。<br>＜例：〇年〇月〇日 から 〇年〇月〇日 まで＞            |                                                                 |
| 占 用 の 面 積    | 占用する面積をご記入ください。<br>＜例：△△m <sup>2</sup> ＞              |                                                                 |
| 施設又は工作物の構造   | 別紙のとおり（施設又は工作物の構造の分かる資料を添付してください）                     |                                                                 |
| 施設又は工作物の設置方法 | 別紙のとおり（施設又は工作物の設置方法の分かる資料を添付してください）                   |                                                                 |
| 工事の実施期間      | 工事を実施する場合は、期間をご記入ください。<br>＜例：△年△月△日着手 △年△月△日完成＞       |                                                                 |
| その他参考事項      | 重機、火気、規制線など、他の利用者に影響する行為についてご記入ください。                  |                                                                 |
| 連 絡 先        | 住 所                                                   | 現地で実際に使用する代表の方の住所・氏名・電話番号をご記入ください。<br>当日の連絡先（携帯電話の番号等）もご記入ください。 |
|              | 氏 名                                                   |                                                                 |
|              | 電話番号                                                  |                                                                 |
| 添 付 書 類      | 位置図、平面図、横断図、構造図、現況写真、工程表等その他内容が分かる資料                  |                                                                 |

## 海岸の占用許可における注意事項

海岸の占用許可申請に当たっては、次の事項を遵守すること。

### 1 申請の対象・使用範囲

- ・施設又は工作物（仮設物を含む。）の設置、区域の囲い込み、利用者の立入制限その他特定の場所を排他的に使用する場合は、占用許可申請の対象となること。
- ・許可を受けた範囲を超えて、海岸を使用し、又は他の海岸利用者を排除しないこと。
- ・申請内容に変更が生じる場合は、事前に海岸管理者へ相談し、必要な変更手続を行うこと。

### 2 海岸保全・施設保全

- ・海岸保全施設その他公共施設、海浜植物等を損傷又は汚損しないこと。
- ・占用物件は、海岸の防護機能、維持管理及び災害対応に支障を及ぼさない構造、位置及び方法で設置すること。
- ・油類、燃料、薬品その他海岸を汚損するおそれのあるものを使用又は保管する場合は、漏えい、飛散及び流出を防止する措置を講じること。
- ・台風、高波、強風その他災害のおそれがある場合は、必要な安全措置を講じること。

### 3 公衆利用・周辺環境への配慮

- ・機械器具、資材、テント、音響設備、発電機等は、許可を受けた範囲内で、他の利用者の支障とならない方法により設置・使用すること。
- ・騒音、振動、照明、悪臭、煙等により周辺住民及び一般利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- ・占用区域を表示する場合は、許可を受けた範囲を明確にし、許可範囲を超えて表示又は設置しないこと。

### 4 安全管理

- ・事故防止を徹底し、占用内容、利用人数等に応じて必要な安全対策を講じること。
- ・必要に応じ、適正数の交通整理員、誘導員、監視員その他安全管理要員を配置すること。
- ・火気を使用する場合は、火気の管理、消火確認及び後始末を徹底すること。

### 5 関係法令・別手続

- ・危険物の設置又は使用、火気の使用、食品提供、道路使用、無人航空機又は模型飛行機の使用等、他法令により規制を受ける行為を行う場合は、関係法令を遵守し、必要な許認可等を受けること。
- ・関係機関、地元関係者、漁業関係者その他利害関係者との調整が必要な場合は、占有者の責任において必要な調整を行うこと。

### 6 維持管理・原状回復

- ・占用期間中は、占用物件及び占用区域を適切に維持管理し、事故、損傷、汚損等が生じないように管理すること。

- ・ 占用区域内を清潔に保ち、ゴミその他の廃棄物を放置せず、占用者の責任で適正に処分すること。
- ・ 占用期間が満了した場合、許可が取り消された場合又は占用を廃止する場合は、占用物件を撤去し、原状回復を行うこと。
- ・ 海岸に関する工事その他の事由により、許可の変更又は取り消しが必要となった場合には、これに応じることとし、当該変更または取り消しに伴う原状回復その他必要な工事は、占有者が行うものとする。
- ・ 原状回復に要する費用は、占有者の負担とすること。

## **7 事故・損傷等発生時の対応**

- ・ 事故、苦情、トラブル等が発生した場合は、占有者の責任で速やかに対応すること。
- ・ 公共施設、海岸保全施設、海浜植物等を損傷又は汚損した場合、又は油類等により海岸を汚損した場合は、速やかに管轄の土木（総合）事務所へ連絡し、その指示に従うこと。
- ・ 管轄の土木（総合）事務所職員から指示があった場合は、その指示に従うこと。

## **8 許可条件への違反等**

- ・ 許可条件又は上記事項に違反した場合、又は海岸の防護、環境若しくは公衆の利用に支障を及ぼすおそれがある場合は、使用方法の変更、占用物件の撤去、使用中止その他必要な措置を求めることがある。
- ・ 必要な措置に従わない場合は、許可の取消しその他法令に基づく措置の対象となることがある。